

一時預かり事業 利用のしおり

平成29年4月1日

社会福祉法人 貞信福祉会 認定こども園 函館上湯川保育園
〒042-0914 TEL: 57-2619
函館市上湯川町10番12号 FAX: 57-2614

1. 一時預かり事業の申し込みは保育園で行います。

一時預かり事業申込書を記入の上、提出をお願いします。

※函館市にお住まいで、下記に該当する方は、一時預かり事業利用料免除申請書と証明書類を提出してください。

①生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯

②当該年度分(4月1日から8月31日までの間は、前年度分)の市町村民税非課税世帯

2. 対象児童(主として保育所・幼稚園及び認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児)

①保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

②保護者の傷病、災害・事故、妊娠中の体調不良、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

③保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童

3. 利用できる年齢

0歳～5歳まで(生後57日産休明け～就学前のお子さん)

4. 保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの一日8時間

(ただし、この時間内で不都合な方は申し出て下さい。)

5. 休日

日曜・祝日・年末年始休暇(12月29日～1月3日)

その他園長が定めた日

(都合の付く方は土曜日の利用を避けてくだされば幸いです。)

6. 保育料(給食・保険料を含みます。)

1日1名1,800円

※保育料は一ヶ月ごとの利用最終日に頂きます。

7. 給食

0歳～2歳児のお子さん…主食・副食・おやつ(午前・午後)の完全給食です。

3歳以上児のお子さん……副食・おやつ(午後のみ)がでます。主食を持たせて下さい。

8. 持ち物

箸・おしぼり・着替え(上下一式)・おむつ・お尻拭き・ビニール袋・上靴

哺乳瓶・バスタオル等

9. その他

・お迎えの時間に遅れる場合・保育園へ連絡を入れて下さい。

・又、連絡先の変更は事務所へお知らせ下さい。(面識のない方のお迎えは、ご遠慮下さい。)

・発熱等の症状や、病気の場合はお預かりできません。

・初めて利用される方は、事前面接をすることもあります。

以上